ご案内

各種福祉手当 該当する方は申請を

左表のいずれかの要件に該当する方には手当が支給されます。すでにこの手当を受給している方は、手続きの必要はありません。

また、最近転入した方で前住所地で手当を受けていた方は新たな申請や変更手続きが必要です。

手当の申請には、印鑑のほかに身体障害者手帳、愛の手帳、診断書のいずれかと、転入者は所得証明書（区市町村によって名称が異なります）が必要な場合があります。

特別児童扶養手当の申請は、①世帯全員の全部の内容が記載されている住民票②申請者と児童の戸籍謄本が必要です。

※障がい者が施設を退所された場合も新たに申請が必要となります。

詳細はお問い合わせ下さい。

問障がい福祉課☎724・2136、FAX724・1191

町田市地域子ども教室 助成事業説明会

放課後、土曜日等に小学校、公共施設等を活用して子どもが安全・安心に遊べる居場所事業を実施している団体に助成する事業の説明会を開催します。

日4月10日(金)午前10時から

場市役所森野分庁舎

申電話で児童青少年課（☎724・2182）へ。資料を事前に送付します。

町田市専修学校等在学心身障がい者 奨学金の申請受付

市では、技術の修得に努めている次の方に対して、奨学金を支給しています。

対市内に住所を有し、次の条件を満たす方①専修学校等に在学し、職業のための技術を修得する方②身体障がい者であって、障がいの程度が4級以上である方、または知的障がい者であって障がいの程度が軽度以上の方

奨学金の額月額1万円

申所定の申請書と添付書類が必要です。詳細は子ども総務課（☎724・2876）へお問い合わせ下さい。申請の締め切りは各月末日です。

固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧がはじまります

平成21年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を、4月1日から実施します。

【縦覧、閲覧ができる方】

（1）納税義務者、その同居の親族及び納税管理人

（2）代理人＝納税義務者が自署、捺印（法人の場合は、代表者印を押印）した委任状または代理人選任届をお持ちの方

【必要書類】

○本人確認書類

書類の種類に応じ、次に示す一点または二点の書類をお持ち下さい。

①官公署が発行した写真付きの書類

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）など一点

②①の書類がない場合は、次の書類

組み合わせは、（イ）で二点または、（イ）と（ロ）で一点ずつ

（イ）官公署が発行した写真なしの書類

健康保険証、年金手帳及び証書、住民基本台帳カード（写真なし）、納税通知書など

（ロ）その他

法人が発行した写真付きの身分証明書など

縦覧期間4月1日～6月1日

閲覧期間4月1日以降

縦覧・閲覧時間午前8時30分～午後5時

縦覧・閲覧場所資産税課（市役所本庁舎6階）

縦覧・閲覧方法縦覧は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等は行えませんが、手書きによる転記は可能です。閲覧は、納税義務者単位の申請となります。

問資産税課☎724・2116、2118

【納税義務者以外の方への課税台帳閲覧制度】

土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る）及び固定資産の処分をする権利を有する方は、権利の対象となる資産について課税台帳が閲覧できます。

期間4月1日以降

時間午前8時30分～午後5時

場所市民税課税務証明受付（市役所本庁舎6階）

必要書類本人確認ができる書類等に加え、権利を有する資産を特定するための書類（賃貸借契約書、賃借権の権利人が記載されている登記簿謄本等）が必要です。

手数料1件300円

問市民税課☎724・2874

【固定資産税の評価額に不服がある場合】

縦覧や閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者の方は、4月1日から納税通知書を受け取った日後60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査申し出ができます。

問法務課☎724・2506

すみれ会館温水プールの利用再開のお知らせ

すみれ会館の温水プールは、施設改修工事が完了し4月1日から利用再開しました。

問すみれ教室☎726・6570

各種福祉手当一覧表

4月1日現在

手当の種類 手当額（月額）	対象	手当の種類 手当額（月額）	対象
特別児童扶養手当 50,750円 （国民年金法障害等級の1級） 33,800円 （同2級）	心身に障がいのある20歳未満の児童を扶養している方 ①身障手帳…おおむね1～3級②愛の手帳…おおむね1～3度③日常生活に著しい制限を受ける程度の疾病、精神障がい。 ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の場合は除く。	**特別障害者手当** 26,440円	20歳以上で、日常生活で常に特別の介護を必要とする障がい状態にある方 ①身体または精神に著しい重度の障がいがあり日常生活で自己の用を自身でできない②重度の身体障がいと重度の精神障がいが重複③身体に2つ以上の異なる重度の障がいがある④疾病により長期にわたり絶対安静を必要とする病状にある ※施設入所者、3か月以上継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除く。
心身障害者福祉手当 15,500円	心身に障がいのある20歳以上65歳未満の方 ①身障手帳…1・2級②愛の手帳…1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除く。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。	**重度心身障害者手当** 60,000円	常時介護を必要とする方（65歳未満の方） ①重度の知的障がいで、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③重度の肢体不自由者で、両上肢及び両下肢の機能が失われ座っているのが困難 ※施設入所者、3か月以上継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除く。
障害児福祉手当 14,380円	常時介護を必要とする20歳未満の方 ①身障手帳…おおむね1・2級②愛の手帳…おおむね1・2度③これらと同等な疾病、あるいは精神障がいがある方 ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除く。		

※扶養義務者…申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等

公開している会議　傍聴のご案内

会議名	日時	会場	申し込み
町田市教育委員会第1回定例会	4月10日（金）午前10時から	森野分庁舎4階会議室	会議当日に3階教育総務課で受付 問教育総務課☎724・2172
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	4月13日（月）午前10時～正午	市役所本庁舎地下特別会議室（大）	事前に電話で「市政情報やまびこ」（☎724・8407）へ。

町田ぼたん園 開園します

民権の森公園内の「町田ぼたん園」が開園します。

1万4,400㎡の園内には、赤系、桃系、紫系、白系、黄系などの310種類1530株が植栽され、華麗な大輪が咲き始めます。

（2008.4.22撮影）

開園期間4月17日（金）～5月6日（休）

開園時間午前9時30分～午後4時

（入園は午後3時30分まで）

入園料大人500円、中学生・高校生200円

（開花期間のみ有料）

※ペットを連れての入園はできません。

問町田ぼたん園☎736・4477

となりのまちから 相模原市

市民桜まつり ～70万人のふるさとづくり～

200本以上の桜並木を舞台に、華やかな演奏や踊りのパレード、熱気あふれるステージ、500店を超える模擬店など盛大に開催します。

日4月4日（土）午後1時～5時

5日（日）午前10時～午後5時

場相模原市役所さくら通り周辺

さくらナイトフェスタ2009

チアリーディングやハンドベル演奏など、大学生の企画運営による夜桜まつり

日4月4日（土）午後6時～8時

場相模原市役所正面駐車場特設ステージ

交通ＪＲ横浜線相模原駅から徒歩約15分

問相模原市コールセンター☎042・770・7777

農業振興課

水道業務の一部を東京都水道局に 移行しました

業務移行計画に基づき、4月1日から次の業務を東京都水道局へ移行しました。

移行した業務給水装置工事の受付、設計審査、工事検査、宅地内の水道工事の相談など

移行後の窓口東京都水道局町田サービスステーション

所在地町田市水道事務所1階（木曽東1－4－1）

問い合わせ先東京都水道局多摩お客さまセンター（☎0570・091101、ナビダイヤル）または（☎042・548・5110）へ。

問給水課☎721・3327

4月5日（日）午前7時～8時